

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1373号)

平成28年12月22日

横 情 審 答 申 第 1373 号

平 成 28 年 12 月 22 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成27年3月18日教教人2262号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「処分説明書（平成26年10月27日）」ほかの一部開示決定に対する異議
申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「処分説明書（平成26年10月27日）」ほかの別表1に示す4件の行政文書を一部開示とした決定のうち、別表2に示す部分を非開示とした決定は、妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「処分説明書（平成26年10月27日）」ほかの別表1に示す4件の行政文書（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成27年1月27日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 文書の特定範囲について

本件申立文書は、平成26年度に発生した職員の不祥事及び不祥事で処分を受けたものについてわかる行政文書のうち、横浜市教育委員会事務局（以下「教育委員会事務局」という。）教職員人事部教職員人事課（以下「所管課」という。）で所掌する教職員に係るものである。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 文書1について

学校名、当該職員氏名、不適切な行為の具体的な場所、警察署名については、これらを開示することにより、その記載内容から、又は他の情報と照合することにより、生徒が特定されてしまう可能性があり、当該生徒の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当すると判断し非開示とした。なお、本案については、「教職員に対する懲戒処分に係る公表基準」（平成15年10月17日教育長通知）に基づき、上記内容については当該生徒が特定されうる情報とし、処分時も

非公開としている。

イ 文書2について

学校名、当該職員氏名、校長氏名、事件の概要のうち具体的な場所が記載されている部分については、前記アと同様の理由により、開示されることになればその記載内容から、又は他の情報と照合することにより、生徒が特定されてしまう可能性があり、当該生徒の権利利益が害されるおそれがあることから本号本文に該当すると判断したため、非開示とした。

懲戒処分 of 該当性に関する部分、処分量定に当たっての考慮事項のうち具体的な言動が記載されている部分については、当該職員や生徒の具体的な発言、様子、行動が記載されている。具体的な発言、様子、行動等については、開示することによって生徒が特定されてしまう可能性があり、当該生徒の権利利益を害するおそれがあることから、本号本文に該当すると判断したため、非開示とした。

過去の類似案件に関する部分のうち、本市事例については、懲戒処分ではない。この部分には、服務上の義務違反等の行為を戒め、注意喚起するために行う事実上の措置がなされた内容が記載されている。制裁的実質を有していない措置であり、外部に開示されることが予定されていない事案で、不利益処分の審査の対象にすらならない性質のものである。そのような事実上の措置が一般に開示されることになれば、その記載内容や他の情報との照合により、特定の職員が識別され、その措置の具体的内容が明らかになることで職員の権利利益が害されるおそれがある。よって、上記非開示部分は本号本文に該当すると判断したため、非開示とした。また、他都市事例については、前記アと同様の理由により、開示されることになれば、その記載内容や他の情報との照合により、特定の個人を識別することができるおそれがあり、当該個人の権利利益が害されるおそれがあることから本号本文に該当すると判断したため、非開示とした。

ウ 文書3について

学校名、氏名、個人印の印影については、前記アと同様の理由により、開示されることになれば、その記載内容から、又は他の情報との照合により、生徒を識別することができるおそれがあり、当該生徒の権利利益が害されるおそれがあることから本号本文に該当すると判断したため、非開示とした。

エ 文書4について

学校名、当該職員氏名、校長氏名については、前記アと同様の理由により、開

示されることになれば、その記載内容から、又は他の情報との照合により、生徒を識別することができるおそれがあり、当該生徒の権利利益が害されるおそれがあることから本号本文に該当すると判断したため、非開示とした。

確認事実等のうち具体的な様子について記載されている部分については、当該職員や生徒の具体的な発言、様子、行動が記載されている。具体的な発言、様子、行動等については、前記イと同様、開示することによって生徒が特定されてしまう可能性があり、当該生徒の権利利益を害するおそれがあることから本号本文に該当すると判断したため、非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 文書2の過去の類似案件の非開示部分のうち他都市事例については、本号に該当する旨追加主張する。他都市の処分等案件について、本市が当該都市から得た情報を公表することは、本市と当該都市との信頼関係の維持等に支障を及ぼし、今後の本市の人事管理に係る事務に支障を及ぼすおそれがあると考えられ、本号エに該当すると判断したため非開示とした。

イ てん末書の記載内容については、てん末書とは責任の所在を明らかにし、任意に提出する性格の文書であり、開示すると事案に係る当事者との信頼関係が損なわれ、今後、事務処理ミスや不祥事が発生した際に、的確な情報収集やそれに基づく適切な指導が行われにくくなるなど、当事者から事実確認を行うことが困難になるという人事管理上の支障を及ぼすおそれがあると考えられ、本号エに該当すると判断したため非開示とした。

なお、判断に当たっては、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第555号を参考にした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象行政文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 行政文書については、原則全面的に開示されるものである。

本件請求についても全面的に開示されることを求める。当事者等からの、法的対応等になった時に、証拠として提出された文書は、公開されたと同じ扱いになったとしたときに、行政文書としては、非開示にした部分が、結果的に公開されることについては、矛盾が生じることになる。

今回も公開されない、できないとされた点については、報道や、当事者に対する現在の一般的な認識、扱い等によって判断して主張する。

- (3) 文書1から文書3までについて、「学校名、当該職員氏名、・・・場所、警察署名」、非開示。職員の職務行為であるかないか、もしくは準ずるものかどうか、処分庁の判断があいまいである。職務行為でなければ違法行為である。職務行為の延長であれば、熱心な職員。一步間違えれば、連れ出し等の大さわぎをおこすことになる。など想定されることである。

横浜市では、どのように判断認識しているのか知りたい。そのことで横浜市の教育行政の考え方を判断するための情報としたい。しかしながら現状では知るすべがない。本件についても、不適切な行為・・・警察にということから、処分となっている。それらの真相を知るためには、不開示された部分の情報を知りたい。

職務に準ずる行為なら、そもそも非開示にする理由にはならない。

- (4) 文書1について、「当該生徒の権利を害するということについて」は、現時点では、解除されているといえる。
- (5) 文書3について、てん末書は全面的にその内容が、非開示である。しかしながら職務上に関することであり、その内容には、当然その事案の問題点、背景等が記載されていると思われるのである意味、職務上の問題解決等についての内容が記載されているといえる。その内容は広く知らされる必要なものであり、申立人もぜひ知りたい情報である。全面的な非開示は、知る権利を侵している。

「任意に提出する性格」ということであるが、提出された段階で、処分庁においては、行政文書の一つとして扱われているといえる。ほぼ全面非開示ということは、容認できない。職場での動向等職務行為等について記載されているといえるから、開示されるべきである。

- (6) 「権利利益を害するおそれがある」という実施機関の説明は、主観のみであり、証明等がなされていない本案については、処分庁の証明等がなされたら、再度反論をする予定であるが、処分庁の証明等がなされない場合は、申立人の求める、公開されることが妥当ということである。
- (7) 学校職員は住民の期待に応える義務があり、自らの行為を律すべきであると考えらる。そうなると、自らが行う職務内容は全て公開されても良いと言い切れる。

学校職員の行為は全て教育計画に基づくものであり、勤務時間外であっても自身の生き方も含め、計画の下に生きてしかなるべきだと思う。そうすると、学校職員の

職務中の失敗及び職務外の失敗は、全て本人の計画性の中で生まれるものと理解できる。

- (8) 事実確認記録とあるが、申立人が求めるものは事情聴取記録である。事情聴取記録とは、事情聴取を受ける職員の、事件の原因、背景、理由、問題点、今後の対応、克服すべき点等が浮かび上がるような質問がなされていることを想定している。具体的に何が聞かれたのか、どのような答えだったのか、今後の参考のために申立人としてはぜひ知りたいところである。

5 審査会の判断

(1) 懲戒処分に係る事務について

所管課は、教育委員会事務局の技能職員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項各号に規定する違反行為や非行を行った場合、事実確認を行い、てん末書の提出を受け、懲戒処分の標準例・処分量定一覧（平成15年9月17日総務局人材組織部人事組織課策定）の基準に基づき処分案を作成する。これらの資料に基づき横浜市立学校職員分限懲戒審査委員会（以下「分限懲戒委員会」という。）で審査を行い、その結果を教育長に報告する。教育長はその審査結果を踏まえて実施機関に懲戒処分議案を推薦し、実施機関にて処分量定を審議し、処分を決定する。

なお、懲戒処分を行う場合、事案概要、処分内容等について記載した処分説明書を作成し、処分辞令とともに被処分者に交付する。

これらの事務は、職員の職種、勤務地等により、教育委員会事務局総務部の職員課及び教職員人事課並びに東西南北4方面の各学校教育事務所教育総務課の合計6課が所掌している。

(2) 本件申立文書について

申立人が本件請求で求めている、平成26年度に発生した職員の不祥事及び不祥事で処分を受けたものについて分かる行政文書は、所管課が所掌する事案に関する次の4種の文書である。

ア 教育委員会事務局が事件に関わる教職員等に事実確認のために聞き取りをした内容をまとめた事実確認記録

イ 事案に係る本人が責任の所在を明らかにし、本人の認識に基づく事実や、再発防止に向けた反省などを記載して事案に係る本人から提出されたものであるてん末書

ウ 事件の概要や過去の類似案件、処分量定を判断するに当たっての考慮事項など

をまとめたものであり、教育委員会事務局が作成し、分限懲戒委員会に付議する資料となる処分案

エ 処分内容等を記載し本人に交付するものである処分説明書

- (3) 実施機関は本件申立文書について、条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして一部開示としたと主張しているため、平成28年3月18日に実施機関からの事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

ア 本件請求においては、懲戒処分が確定したものを不祥事と考えた。

イ 開示・非開示の判断においては、客観的事実と判明した部分であり、個人識別情報が含まれておらず、秘匿性の高い人事管理情報でない部分を開示とした。

また、実施機関では「教職員に対する懲戒処分に係る公表基準について」に基づき記者発表が行われており、記者発表済みの内容、記者に情報提供する予定であった情報を開示とした。

ウ 本件処分については、当該生徒のプライバシーを重視し、事案の内容から当該生徒を特定されるおそれが高いことから、学校名等も含め非開示とした。

エ 文書2のうち、他都市の事例については、処分量定の比較にのみ使う条件で提供された情報である。これらを開示することは、自治体同士の信頼関係に支障が生じ、今後、情報提供を受けることができなくなり、今後の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

- (4) 当審査会は、以上を踏まえ、本件申立文書を見分した上で次のように判断する。

ア 条例第7条第2項第2号及び第6号の該当性について

(ア) 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

(イ) 条例第7条第2項第6号柱書は、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

また、本号エには、開示しないことができるものとして、「人事管理に係る

事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のあるものを掲げている。

- (ウ) 実施機関はこれらの条文に基づき本件申立文書の一部を非開示としたと説明しているため、以下検討する。

イ 文書 1 について

- (ア) 学校名、当該職員氏名、不適切な行為の具体的な場所及び警察署名については、これらを公にすると当該生徒が特定され、又は当該生徒が特定されなかった場合でも当該生徒の権利利益を害するおそれがあることから、条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
- (イ) 個人の給与に関する情報が記載されている部分については、一部開示決定通知書の非開示とする部分の概要欄に記載がない。

この点について実施機関に確認したところ、当該部分については、他の非開示部分と同様に「個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあるため」に非開示としたが、一部開示決定通知書への記載が漏れてしまったとのことであった。

当審査会で文書 1 を改めて見分したところ、非開示とした部分の項目名が開示されているため、非開示部分に個人の給与に関する情報が記載されていることは、申立人にも明らかであることが認められた。

これらを考慮すると、非開示とする部分の概要は明らかであり、非開示とする理由も示されていると言えることから、本件処分のうち文書 1 に係る処分を直ちに^{かし}取り消すべき瑕疵であるとまでは言えない。

個人の給与に関する情報が記載されている部分には、被処分者の給与の級及び号給が記載されていることが認められる。給与の級及び号給は、他の情報と組み合わせることにより当該被処分者の給与額が特定される情報であり、秘匿されるべき個人の財産に関する情報である。したがって、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第 7 条第 2 項第 2 号本文前段に該当する。また、被処分者の給与に関する情報は、記者発表等においても公にされていないことから本号ただし書アに該当せず、公務員の職務の遂行に係る情報でもないため本号ただし書ウにも該当せず、本号ただし書イにも該当しない。

ウ 文書 2 について

- (ア) 学校名、職名、当該職員氏名、当該職員の年齢及び校長氏名、事件の概要のうち具体的な場所及び警察署名が記載されている部分並びに懲戒処分の該当性、処分量定に当たっての考慮事項及び本件の取扱いのうち具体的な言動が記載されている部分については、前記イ(ア) で述べたとおり条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
- (イ) 校長の年齢について記載されている部分については、一部開示決定通知書の非開示とする部分の概要欄に記載がない。

この点について実施機関に確認したところ、当該部分については、他の非開示部分と同様に「個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあるため」に非開示としたが、一部開示決定通知書への記載が漏れてしまったとのことであった。

当審査会で文書2を改めて見分したところ、非開示とした部分に続く文言から、非開示部分に校長の年齢が記載されていることが明白である。

これらを考慮すると、非開示とする部分の概要は明らかであり、非開示とする理由も示されていると言えることから、本件処分のうち文書2にかかる処分を直ちに取り消すべき瑕疵^{かし}であるとまでは言えない。

校長の年齢について記載されている部分については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため条例第7条第2項第2号本文に該当する。また、校長の年齢は記者発表等においても公にされていないことから本号ただし書アに該当せず、公務員の職務の遂行に係る情報でもないため本号ただし書ウにも該当せず、本号ただし書イにも該当しない。

- (ウ) 過去の類似案件に関する部分のうち本市事例について、措置の内容は、公表しても特定の個人を識別することはできず、個人の権利利益を害するおそれはないことから、条例第7条第2項第2号本文に該当しないため、開示すべきである。

その余の部分については、当該事案は懲戒処分の事案として公表されたものではなく、これらを公にすると具体的な事案の内容から個人が特定され、又は個人が特定されなかった場合でも当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、本号本文に該当する。また、このような措置を受けることは、公務員の職務の遂行に係る情報とは言えず、ただし書ウに該当せず、ただし書ア及びイにも該当しない。

- (エ) 過去の類似案件に関する部分のうち、他都市事例について、他都市から得た情報を公表することは、実施機関と当該都市との信頼関係に支障を及ぼし、今後の人事管理に係る事務に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第2項第6号に該当する。

エ 文書3について

文書3は、懲戒処分を行うに当たって当事者の内心に係る情報が記載されたてん末書である。仮にこれを開示すると、職員との信頼関係が損われ、今後事務処理ミスや不祥事が発生した際に職員が情報の提供に消極的になることで、的確な情報収集やそれに基づく適切な指導が行われにくくなるなど、今後の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第2項第6号エに該当する。

オ 文書4について

文書4には、学校名、当該職員の氏名、校長の氏名、当該事案の具体的な発生日時、発言、様子、行動が記載されている。このうち、当該事案の具体的な発生日時、発言、様子、行動が記載されているとされている部分には、校長による当該職員に対する評価が含まれていることが認められた。

校長の当該職員に対する評価は、当該事案の「具体的な発生日時、発言、様子、行動」のいずれでもなく、また、当該事案の詳細については非開示とされていることから、校長の当該職員に対する評価を開示したとしても、当該生徒又は当該職員が特定されるおそれはなく、当該生徒及び当該職員の権利利益を害するおそれはない。

よって、当該部分に含まれる校長の当該職員に対する評価は、条例第7条第2項第2号には該当しないため、開示すべきである。

その余の部分については、これらの情報を公にすると当該生徒が特定され、又は当該生徒が特定されなかった場合でも当該生徒の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

カ 文書の特定について

- (ア) 実施機関は、本件請求について判断するに当たり、懲戒処分が確定しているものを不祥事であるとした。このことについて、文書特定の争いはない。
- (イ) 申立人は文書4の事実確認記録のほかに、被処分者から聞き取りを行った際

の質疑をそのまま記載した事情聴取記録又は聞き取りの際に作成したメモ若しくは当該聞き取りの録音の開示を求めるとも主張している。

この点について実施機関に確認したところ、懲戒処分に当たっては、聞き取りを行った後速やかに事実確認記録を作成し、その作成に当たって使用したメモは内容を確認後、すぐに廃棄しているとのことであった。また、被処分者を緊張させ、ありのままの事実や心情を聞き取ることの妨げとなるため、聞き取りは録音していないとのことであった。

実施機関において、懲戒処分に先立つ事実の認定を行うための文書が事実確認記録であり、その作成に当たってこのような運用を行っている以上、申立人が求める事情聴取記録を作成していないことは、不自然とは言えない。また、録音を行っていないことも、不合理とまでは言えない。

(5) その他

実施機関は、本件処分を行うに当たり、非開示とした部分の一部を一部開示決定通知書に記載していない。当該部分についての当審査会の判断は、前記(4)イ(1)及び(4)ウ(1)で述べたとおりであるが、一部開示・非開示決定通知書には非開示とする部分を漏れなく記載すべきである。

これらの記載について実施機関の事務が適正に行われないと、情報公開制度の信頼を揺るがしかねない。

実施機関におかれては、一部開示・非開示決定通知書の記載に当たっては、細心の注意を払うことを望むものである。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を一部開示とした決定のうち、別表2に示す部分を非開示とした決定は、妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

別表１ 本件申立文書一覧

平成27年１月27日教教人第1816号による一部開示決定に係る対象行政文書	
文書１	処分説明書（平成26年10月27日）
文書２	処分案（処分日 平成26年10月27日）
文書３	顛末書（処分日 平成26年10月27日）
文書４	事実確認記録（処分日 平成26年10月27日）

別表２ 条例第７条第２項第２号に該当しないため開示すべきと判断した部分

文書 2 「処分案（処分日 平成26年10月27日）」		
ページ	行	該当箇所
2	1 9	1 文字目から 4 文字目まで
		6 文字目から 9 文字目まで
		11文字目から13文字目まで
		15文字目から25文字目まで
文書 4 「事実確認記録（処分日 平成26年10月27日）」		
ページ	行	該当箇所
1	3 6	8 文字目から35文字目まで

（注意）

文字数は、１行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ１文字と数えるものとする。罫線及び空白は行、文字数に数えない。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年3月18日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成27年4月16日 (第183回第三部会)	・諮問の報告
平成27年4月21日 (第269回第二部会)	
平成27年4月23日 (第267回第一部会)	
平成27年4月24日	・異議申立人から意見書を受理
平成27年9月17日 (第188回第三部会)	・審議
平成27年10月15日 (第189回第三部会)	・審議
平成27年11月19日 (第190回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成27年12月14日 (第191回第三部会)	・審議
平成28年1月21日 (第192回第三部会)	・審議
平成28年2月18日 (第193回第三部会)	・審議
平成28年3月18日 (第194回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成28年4月21日 (第195回第三部会)	・審議
平成28年5月19日 (第196回第三部会)	・審議
平成28年6月20日 (第197回第三部会)	・審議
平成28年7月21日 (第198回第三部会)	・審議
平成28年8月4日 (第199回第三部会)	・審議
平成28年9月1日 (第200回第三部会)	・審議
平成28年10月6日 (第201回第三部会)	・審議
平成28年10月20日 (第202回第三部会)	・審議
平成28年11月17日 (第203回第三部会)	・審議